

28新監査第579号  
平成29年3月24日

請求人様

新宿区監査委員 岩田一喜  
同 濱田幸二  
同 白井裕子  
同 中村真一

### 新宿区職員措置請求について（通知）

平成29年3月2日付けで提出された住民監査請求書に基づく新宿区職員措置請求（住民監査請求）については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

#### 記

#### 1 事実経過

請求人は、平成29年3月2日（以下、年号は特に明示しない限り平成29年である。）、新宿区監査委員に対し、新宿区立新宿スポーツセンター特定天井改修その他工事ほかに係る住民監査請求書を提出したが、監査事務局は、請求の対象となる財務会計上の行為が特定されていないとして、3月6日、請求人に対し補筆を依頼した。

これに対し、請求人は、3月7日、設計段階の吊り天井がある案から、施工段階では吊り天井のない案に変更になったにもかかわらず、工事費用が増加しているのは不当な支出である旨を補筆した。

その後、監査委員による要件審査を行い、本件住民監査請求書において請求している措置（吊り天井の設置及びLED照明の対策工事）と監査の対象となる「財務会計上の不当な行為」（公金の支出）とが対応していないとして、3月13日、監査委員による補正命令を出した。

これに対し、請求人は、3月16日、必要な措置として、「発注前の担当課での内部検討、設計業務委託、工事請負契約の全体の品質管理」と「プール室の環境を以前のレベルに回復するための吊り天井とLED照明が眩しくなくなる工事」を求めるとの補正を行った。

## 2 却下の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項においては、住民監査請求により求めることのできる措置の内容として「当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求できる」と規定している。

請求人は、新宿区立新宿スポーツセンター特定天井等改修工事におけるプール室の天井について、設計段階の吊り天井がある案から、施工段階では吊り天井のない案に変更になったにもかかわらず、工事費用が増加しているのは不当な支出であるとし、「発注前の担当課での内部検討、設計業務委託、工事請負契約の全体の品質管理」と、「プール室の環境を以前のレベルに回復するための吊り天井と LED 照明が眩しくなくなる工事」の措置を求めている。

前述のとおり、法においては、住民は財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当な場合には、住民監査請求によって「必要な措置」を求めることができるところである。しかるに、請求人は、工事費用の増加が不当であると述べているが、その求める措置内容は、増加した工事費用に対しての措置とはなっておらず、補正命令を充足しているとはいえない。

よって、請求人の主張する財務会計上の行為とその措置内容とは関連がなく、本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する要件を備えているとは認められない。